

【提出書類一覧】 一般廃棄物処理業変更許可申請 <<処分業>>

◎事業範囲の変更（その変更が事業の一部の廃止の場合は除く）

- ・取扱廃棄物の種類の追加
- ・許可を受けようとする区域の追加
- ・処分方法の変更

番号	書類名称	チェック	添付書類及び注意事項
1	一般廃棄物処理業変更許可申請書	<input type="checkbox"/>	様式第18号 <b>押印不要</b> 。
2	一般廃棄物処理業許可証（原本）	<input type="checkbox"/>	変更しようとする <b>許可証の原本</b> を提出。
3	業務経歴書	<input type="checkbox"/>	様式No.1 廃棄物関連の許可を保有している場合は、 <b>その許可証の写し</b> を添付。
4	事業計画書	<input type="checkbox"/>	様式No.4 追加する事業について記載すること。
5	事業資金及びその資金の調達方法	<input type="checkbox"/>	様式No.5 変更に伴い必要となった資金及びその調達方法を記載すること。
6	事業所等の図面及び付近の見取図	<input type="checkbox"/>	様式No.8 申請した事業に使用する <b>事務所・駐車場・積替保管場所・その他の施設</b> についてそれぞれ作成し、 <b>土地・建物の所有権の分かる書類</b> を添付。
		<input type="checkbox"/>	<b>登記事項証明書（登記事項要約書は不可）</b> 又は <b>固定資産課税台帳記載事項証明書（評価証明）</b> など。 申請日前3か月以内に発行されたもの。 <b>複写不可</b> 。
		<input type="checkbox"/>	申請者が所有権を有しない場合は、 <b>賃貸借契約書の写し</b> などを併せて添付。
7	事業所等の写真	<input type="checkbox"/>	様式No.9 申請した事業に使用する <b>事務所・駐車場・積替保管場所・その他の施設</b> について、それぞれ異なる角度から撮影したものを2枚以上添付。
8	処理料金及び料金徴収の方法	<input type="checkbox"/>	様式No.14
9	関係住民に対する説明会の開催を明らかにした書類	<input type="checkbox"/>	住民説明会の開催状況を明らかにした書類又は住民との協定書など
10	一般廃棄物処理施設に関する調書	<input type="checkbox"/>	様式No.16 施設ごとにそれぞれ作成。
11	一般廃棄物処理施設の図面及び付近の見取図	<input type="checkbox"/>	様式No.17 施設の平面図・立面図・断面図及び構造が分かる書類（カタログなど）を添付。
12	一般廃棄物処理施設の写真	<input type="checkbox"/>	様式No.18 施設ごとにそれぞれ異なる角度から撮影したものを2枚以上添付。
13	施設設置に伴い生ずる大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭に関する事項のうち、周辺地域の生活環境に影響を及ぼすおそれがあるものとして調査を行った書類又は図面	<input type="checkbox"/>	次に掲げる場合は、13、14の書類の添付を省略することができる。  【廃掃法第8条及び第9条の規定に基づき許可を受けた一般廃棄物処理施設の場合】 ・一般廃棄物処理施設設置・変更許可証の写しを添付
14	周囲の地形、地質、地下水の状況を明らかにした書類（最終処分場に限る）	<input type="checkbox"/>	【廃掃法第15条の2の5の規定に基づき届出をした一般廃棄物処理施設の場合】 ・産業廃棄物処理施設設置許可証の写し及び ・産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る届出の受理書の写しを添付

※ 番号6～14については、事業範囲の変更に伴い新たに追加または変更が発生するもののみ提出が必要。

※ 変更許可申請手数料 **1,500円**（申請書提出時に納付書を発行します。）

※ **許可証及び納付書**の郵送を希望される方は、**切手を貼付した返信用封筒を併せてご提出ください**。